



service and security

組合員の皆様

2017年7月18日

「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」と 「米国バラスト水管理規則」

背景

皆様には 2017 年 1 月 20 日付の回覧(リンクは<u>こちら</u>)にて、2017 年 9 月 8 日に発効する国際海事機関(IMO)の「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(以下、「本条約」といいます)と、米国沿岸警備隊(USCG)規則についてご案内しました。 USCG 規則は、米国水域を航行するほとんどの船舶に対し、2016 年 1 月 1 日以降の最初のドライドックの時点において、より厳格なテスト基準を満たすバラスト水管理(BWM)システムの設置を義務付けています。

2017年7月7日、IMOの第71回海洋環境保護委員会(MEPC)は、本条約に基づくBWMシステム設置スケジュールの修正について合意しました。この修正によって、2017年9月8日より前に建造された船舶の承認済みBWMシステムの設置期限は、事実上2年間延期されることになります。なお、USCG規則に基づく順守期限には何ら影響しません。

IMOのBWM条約—実施スケジュールの修正

組合員の皆様には 2017 年 1 月 20 日付の回覧にて、本条約に基づき、国際航海に従事する全ての船舶は、船舶ごとの BWM 計画に従って、バラスト水と沈殿物を一定の水準で管理することが義務付けられていることをご案内しました。また、全ての船舶はバラスト水記録簿と国際バラスト水管理証書を本船に保持することも義務付けられています。現行の BWM 基準は、今後一定期間にわたって段階的に導入されていくことになります。

.. / . . .

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited.** Registered in England No. 2561548 Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12–13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



CIRCULAR



また、2017年1月20日付の回覧で、最終的にはほとんどの船舶が、2017年9月8日の本条約発効日以降、各船舶の国際油汚染防止証書(IOPP 証書)の最初の更新検査日までに、IMO 基準を満たしたバラスト水処理システムを設置することが必要になることもご案内いたしました。

今回の実施スケジュールの修正は、承認を受けた BWM 処理システムに適用され、本条約の D-2 バラスト水処理性能基準に沿った処理後のバラスト水に残存する生存可能生物の許容水準を定めています。修正された実施スケジュール(修正された本条約 B- 3^1 規則に盛り込まれています)には現在、以下の設置期限が記載されています。

- 2017年9月8日以降に建造(キール据付)される船舶は、引き渡し時点でBWMシステムが設置されていること。
- 既存船舶(2017年9月8日より前にキール据付)が順守すべき修正後の期日は、IOPP証書の 更新検査の時期によって異なります。MEPCでは、以下の通り合意されています。

既存船舶のBWMシステム設置期限:

10.1 以下のいずれかに該当する場合、BWMC (2004年の船舶のバラスト水及び 沈殿物の規制及び管理のための国際条約) の発効日以降 ... 最初の [IOPP証書の] 更新検査まで。

- .1 更新検査が2019年9月8日以降に完了する場合。または
- .2 更新検査 [すなわちIOPPの更新検査] が2014年9月8日以降、2017年9月8日より前に完了する場合。
- 10.2 BWM 条約の発効日以降 ... 2 回目の更新検査まで。BWM 条約の発効日以降、最初の更新検査が 2019 年 9 月 8 日より前に完了する場合。ただし、上記 10.1.2 の規定に該当しないことを条件とする。

2017 年 9 月 8 日より前に建造され、MARPOL 条約の IOPP 証書更新検査の対象ではない船舶については、2024 年 9 月 8 日までに D-2 基準を順守しなければなりません。

修正後のスケジュールの概要は以下の通りです。

_

¹バラスト水処理システムの具体的な要件は、本条約の B-3 規則(船舶のバラスト水管理)に記載されています。同規則では、本条約の順守のために使用されるバラスト水処理システムは、「バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン(G8)」を考慮して、旗国当局の承認を受けなければならないと規定しています。具体的要件の詳細は、下記のリンクから確認できます。

 $[\]underline{http://www.imo.org/en/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/International-Convention-for-the-Control-and-Management-of\underline{Ships'-Ballast-Water-and-Sediments-(BWM).aspx}$



| New vessels | Existing vessels where: | For other existing vessels | Existing vessels not required to have an IOPP certificate |
|--|---|---|---|
| Keel laid on or after 8 th September 2017: | Completed IOPP renewal survey between 8 th September 2014 and 7 th September 2017: | Install BWM system at whichever occurs first of the following: | Tankers of less than 150GT and ships other than oil tankers of less than 400GT |
| Install BWM system upon delivery | Install BWM system at the first IOPP renewal survey on or after 8 th September 2017 | First IOPP renewal survey on or after 8 th September 2019; OR Second IOPP renewal survey on or after 8 th September 2017* | Install BWM system not later than 8 th September 2024 |

| 新造船舶 | 既存船舶 | 左記以外の既存船舶 | IOPP 証書の所持義務が |
|-----------------|------------------|----------------|----------------|
| | | | ない既存船舶 |
| キール据付が 2017 年 9 | 2014 年 9 月 8 日から | 以下のいずれか早い方 | 150 GT 未満のタンカー |
| 月8日以降の場合 | 2017年9月7日までの | の時点で BWM システ | および 400 GT 未満の |
| | 間に IOPP 証書の更新 | ムを設置 | オイルタンカーを除く |
| | 検査が完了した場合 | | 船舶 |
| 引き渡し時点で BWM | 2017年9月8日以降、 | 2019年9月8日以降、 | 2024年9月8日までに |
| システムを設置 | 最初の IOPP 証書の更 | 最初の IOPP 証書の更 | BWM システムを設置 |
| | 新検査までに BWM シ | 新検査日 | |
| | ステムを設置 | または | |
| | | 2017年9月8日以降、 | |
| | | 2回目の IOPP 証書の更 | |
| | | 新検査日* | |

^{*}ただし、本条約の発効日以降、最初の IOPP 証書の更新検査が 2017 年 9 月 8 日から 2019 年 9 月 8 日より前までに完了する場合。

IMOから基本承認または型式承認を受けた 60余りの BWM システムの一覧は、以下のリンクから確認できます。

IMO の第71回海洋環境保護委員会で合意した実施スケジュールの修正によって、D-2排出基準とそれに伴う型式承認済みBWMシステム設置の最終順守期限が延長されることにご注意ください。

CIRCULAR



なお、この修正合意は、バラスト水交換に関する本条約の D-1 基準または 2017 年 9 月 8 日の本条約の発効により BWM ドキュメンテーションに適用される要件の順守には影響しません。

米国沿岸警備隊のバラスト水管理規則

2017年6月30日発行のUSCG海事安全情報公報07-2017 (USCG Marine Safety Information Bulletin)では、米国が本条約の締約国ではないこと、また、米国領海内(海岸線から12海里以内)でバラスト水を排出する船舶は、本条約に基づく船舶の状態にかかわりなく、米国BWM規則(連邦規則集第33編第151部サブパートC及びD)を順守する必要があることを改めて案内しています。

米国 BWM 規則は、本条約と IMO の第 71 回海洋環境保護委員会で合意した実施スケジュールの修正のいずれの影響も受けません。USCG 海事安全情報公報 07-2017 では、米国規則と本条約それぞれに基づいて容認される BWM 方法の相違点を取り上げています。

米国BWM規則の下では、「船主/オペレーターがあらゆる努力を尽くしたにもかかわらず、承認されたいずれのバラスト水管理方法も順守できないことを文書で申請した場合、USCGは船舶の順守期日の延長を許可することができる」としています。承認を受けた管理方法は以下の通りです。

- 1) USCGが型式承認したBWMシステムを使用する。
- 2) 米国の公共用水施設 (PWS) から取水した水だけを使用する。
- 3) 代替管理システム (AMS) を使用する [ただし、延長された順守期日を含め、本来の順 守期日から5年を限度とする]。
- 4) バラスト水を米国領水域で排出しない(海岸線から12海里以内の領海を含む)。
- 5) バラスト水を陸上の受入施設または他船に処理目的で排出する(ただし、現時点ではどちらの方法も承認されていない)。

USCG 海事安全情報公報 03-2017 では、USCG の BWM の期日延長プログラムと期日延長申請に関する新たなガイダンスについて案内しています。

また、USCG が型式承認したシステムを入手できず、かつ USCG が承認した BWM 方法を順守できない場合、船主/オペレーターは USCG に対して順守期日の延長を申請できることも案内しています。船主/オペレーターは、期日延長の申請の際に USCG が型式承認したシステムを入手できないことを示す証拠を提出する必要があります。延長が認められる場合の延長期間は、USCGが型式承認したシステムの入手可能性と順守に至る具体的な設置計画・スケジュールに基づいて決定されます。

カリフォルニア州の BWM 要件

カリフォルニア州には、USCG 基準よりもさらに厳しい独自の BWM 基準があることにご留意ください。カリフォルニア州が定める BWM システムの「暫定的処理性能基準」は、2020 年 1 月 1 日に発効します。カリフォルニア州土地委員会(California State Lands Commission)は、2016年12

CIRCULAR



月 30 日に BWM に関する現行の報告要件について、再確認する通達を発行しました。同通達は http://www.slc.ca.gov/Forms/MISP/2017_LtrAgents.pdfで参照できます。

P&I 保険カバー

IMO の第71回海洋環境保護委員会の合意により実施スケジュールが修正されましたが、承認を受けたにもかかわらず「欠陥」のあったシステムよってバラスト水が船外に排出されることなどに起因する汚染に関するカバーと、バラスト水を船外に排出させたことに関連する過怠金に関するクラブの立場に変更はなく、2017年1月20日付の回覧に記載された通りです。

国際グループのすべてのクラブが、同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose Chief Executive

Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835 E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)